苫前町空き家バンク実施要綱

令和７年６月　　日

苫前町訓令第　　号

（趣旨）

第１条　この要綱は、苫前町内における空き家等の有効活用を通して、移住や定住の促進及び町内外住民による交流の拡大に取り組み、もって地域の活性化を図ることに関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。

 (1) 空き家等　個人又は法人が苫前町内（以下「町内」という。）において居住等を目的として建築し、現に使用していない、又は近い将来使用しなくなる予定の建物及びその敷地をいう。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とするものを除く。

(2) 所有者等　空き家等について所有権その他の権利により、当該空き家等の売買、賃貸借等を行うことができる者をいう。

(3) 空き家バンク　町内に存在する空き家等の売買又は賃貸借等を希望する所有者等から申請を受けた情報を、その利用を希望する者へ提供する制度をいう。

(4) 利用希望者　町内の空き家等を活用するため、空き家等の購入又は賃貸借等を希望する者で、次の各号の全てに該当するものをいう。ただし、業として土地建物の売買、媒介、あっせん等を行おうとする者を除く。

 ア　地域の活性化への寄与に努めようとする者

 イ　本町の生活文化等に対する理解を深め、地域住民との協働に努めようとする者

 ウ　町税その他の町の収入金に滞納がない者

(5) 情報登録　所有者等及び利用希望者への情報提供及び苫前町その他のホームページへの掲載を目的とし、空き家等に関する情報を空き家バンクに登録することをいう。

（適用上の注意）

第３条 この要綱は、空き家バンク以外での空き家等の取引を妨げるものではない。

（空き家等の登録申請等）

第４条 空き家バンクの登録を受けようとする所有者等は、苫前町空き家バンク情報登録申請書（様式第１号）に苫前町空き家バンク情報登録カード（様式第２号）及び身分を証明するものの写し並びに苫前町空き家バンク情報登録同意書（様式第３号）その他の必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

２　町長は、登録が適当と認められる空き家等については、登録番号を付して苫前町空き家バンク物件情報登録台帳（様式第４号。以下「物件情報登録台帳」という。）に登録するとともに、苫前町空き家バンク情報登録通知書（様式第５号）により、当該空き家等の所有者等（以下「空き家等登録者」という。）に通知するものとする。

３　空き家バンクへの登録期間は２年間とし、登録期間が終了した空き家等は、第１項の規定による申請書を提出し、再度申請することができる。

４　所有者等が次に掲げる者である場合は、第１項の規定による登録をすることができない。

 (1) 町税その他の町の収入金に滞納がある者

 (2) 苫前町暴力団排除条例（平成２４年苫前町条例第２４号）第２条第２号に規定す る暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団関係事業者に該当するとき。

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

第５条　空き家等登録者は、当該登録事項に変更があったときは、苫前町空き家バンク情報登録事項変更届（様式第６号）及び必要書類を添付して町長に届け出なければならない。

２　前条第１項及び第２項の規定は、前項の規定により変更届があったときの物件情報登録台帳への変更登録及び変更登録完了の通知の手続について準用する。

（空き家等の登録抹消）

第６条　町長は、次のいずれかに該当するときは、登録物件を抹消することができる。

1. 登録した空き家等に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
2. 登録者が登録の抹消を希望したとき。
3. 登録した空き家等の売買又は賃貸借の契約が成立したとき。
4. 空家バンクに登録された日から２年を経過し、再登録を行わないとき。
5. 町長が登録した空き家等の情報内容に錯誤があると認めたとき。
6. 前５号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

２　前項第１号から第４号までのいずれかに該当する場合は、空き家等登録者は苫前町空き家バンク情報登録抹消届（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

３　町長は、第１項の規定により、空き家バンクの登録を抹消したときは、物件情報登録台帳から抹消するとともに、その旨を苫前町空き家バンク情報登録抹消通知書（様式第８号）により、当該空き家等登録者に通知するものとする。

（利用希望者の登録）

第７条　利用希望者が、情報登録した空き家等の情報提供を受けようとするときは、苫前町空き家バンク利用登録者登録申請書（様式第９号）に必要書類を添付し、町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請書が提出されたときは、その内容等を確認し、登録が適当と認められる者については、登録番号を付して苫前町空き家バンク利用登録者登録台帳（様式第１０号。以下「利用登録者登録台帳」という。）に登録するとともに、苫前町空き家バンク利用登録者登録通知書（様式第１１号）により、登録した利用希望者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

（利用登録事項の変更）

第８条　利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、苫前町空き家バンク利用登録者登録事項変更届（様式第１２号）により、その旨を町長に届け出なければならない。

２　前条第１項及び第２項の規定は、前項の規定により変更届があったときの利用登録者登録台帳への変更登録及び変更登録完了の通知の手続について準用する。

（利用登録者の登録抹消）

第９条　町長は、利用登録者が苫前町空き家バンク利用登録者登録抹消届（様式第１３号）を提出したとき、又は次のいずれかに該当するときは、利用登録者登録台帳から抹消するとともに、その旨を苫前町空き家バンク利用登録者登録抹消通知書（様式第１４号）により、当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家等の売買又は賃貸借等の契約を成立させたとき。

(2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそ れがあると認められるとき。

(3) 登録内容に虚偽があったとき。

(4) 前３号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

（空き家バンクの利用）

第１０条　町長は、必要に応じて、空き家等登録者及び利用登録者に対して、物件情報登録台帳又は利用登録者登録台帳に登録された情報を提供することができる。

（取引の報告）

第１１条　空き家等登録者及び利用登録者は、空き家バンクに登録された空き家等に関する売買又は賃貸借等の契約が成約した場合には、遅滞なく町長に報告しなければならない。

（空き家等の情報提供等）

第１２条　町長は、物件情報登録台帳及び利用登録者登録台帳に登録した情報に関して、苫前町ホームページ等への掲載により、所有者等及び利用希望者に対する情報提供を行う。

（空き家等の媒介契約等）

第１３条　町長は、空き家等登録者及び利用登録者における空き家等に係る交渉、契約等には関与しない。

２　交渉、契約等に係る苦情その他の紛争が発生した場合には、空き家等登録者及び利用登録者において解決しなければならない。

（個人情報の保護）

第１４条　空き家バンクに係る個人情報の取扱いについては、苫前町個人情報の保護に関する法律施行条例 （平成４年苫前町条例第１７号）に定めるところによる。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

　この要綱は、公布の日から施行する。